

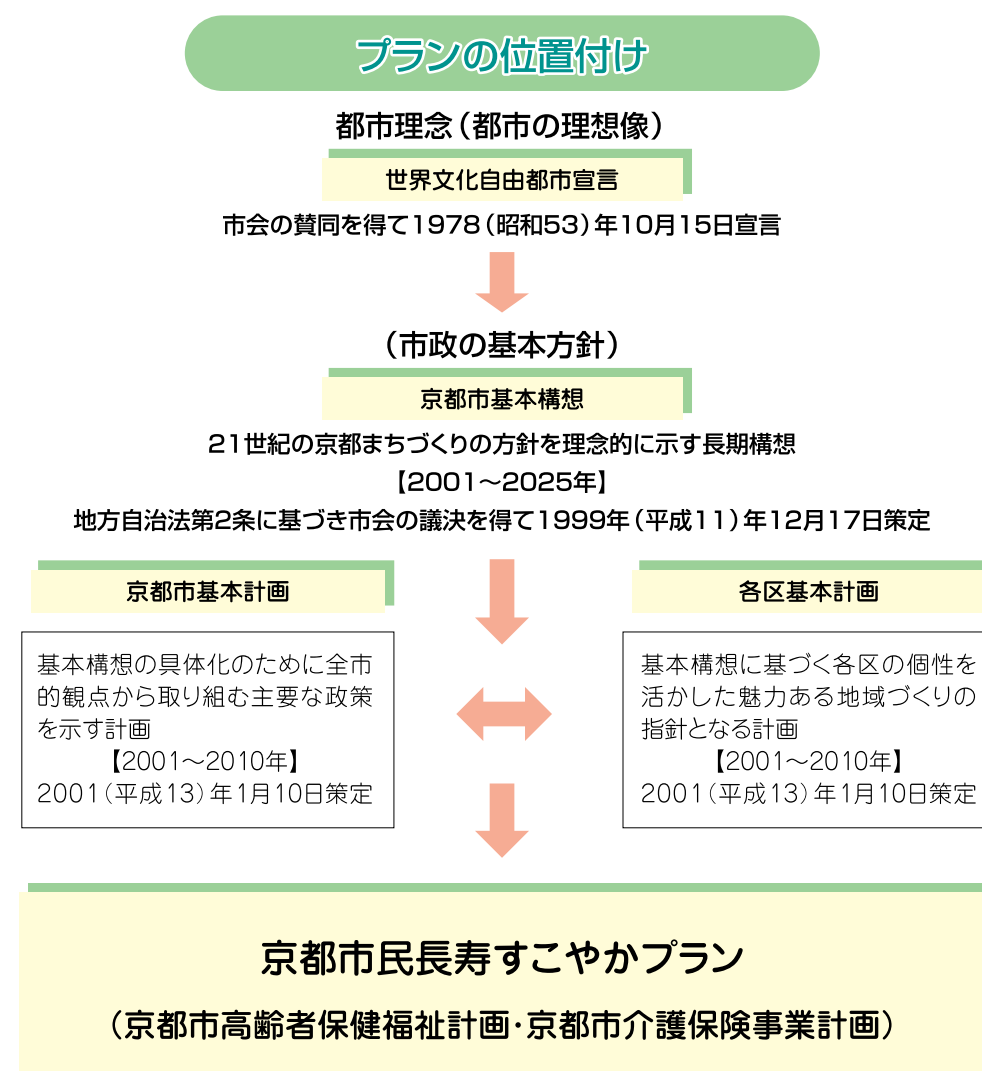
第1章 プランの見直しに当たって

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法及び老人保健法に基づき、地域における高齢者保健福祉サービス全般にわたる供給体制づくりなどについて定めるものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模、介護保険を円滑に運営するための事業等について定めるものです。

本市では、両計画における施策や事業を連携して実施し、高齢者施策を総合的に推進するため、両計画を一体的に策定し、計画の総称を「京都市民長寿すこやかプラン」としています。この度、介護保険法施行後5年目の制度見直しを踏まえ、平成15年3月に策定した「第2期京都市民長寿すこやかプラン」を見直し、「第3期京都市民長寿すこやかプラン」を策定しました。



2 計画期間

計画期間は、平成18年度から20年度までの3年間です。

「戦後のベビーブーム世代」全体が65歳以上になる平成26年度（第5期介護保険事業プランの最終年度）の高齢者介護の姿を念頭に置き、長期的な視点から目標を立てたうえで、そこに至る中間的な位置付けとして第3期プランを策定しました。

3 基本理念及び政策目標

プランの基本理念と政策目標を次のとおり定め、その実現に向けて施策を推進します。

基本理念

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築

政策目標 1

一人ひとりが尊厳を保ち、充実した高齢期を実現できるまち

長期にわたる高齢期において、どのような心身の状態であっても、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、自己決定により、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう支援します

政策目標 2

健やかな生活を送ることができるまち

健やかで充実した生涯を送れるよう、世代や心身の状況に応じた健康づくり、介護予防を推進します

政策目標 3

地域で安心して自立した生活を続けられるまち

一人ひとりの心身の状態に応じて必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、保健福祉サービスをはじめとする社会資本の基盤整備と地域ケア体制の充実を図ります

政策目標 4

高齢者がいきいきと参加でき、すべての世代が支え合えるまち

高齢者が社会の重要な一員として生きがいをもって活躍できるよう、社会参加活動を推進するとともに、市民と行政の揺るぎないパートナーシップの下、すべての世代が認め合い、支え合える心豊かな福祉社会の創造に挑戦します